公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八十六条の改正規定を削る。

第百五十条の改正規定を次のように改める。

第百五十条第

項中

「衆議院

(小選挙区選出)

議員」の下に「又は参議院

(選挙区選出)

議員」

を加え、

候補者届出政党は」 を 「それぞれ候補者届出政党又は参議院 (選挙区選出) 議員の候補 著は」 に 改め、

「政見 の 下 に 「衆 議院 小選挙区選出議員 の選挙にあつては、 を、 「又は候補者届 出政党」 0 下に 「若

しくは参議院 (選挙区選出) 議員 の候補が 者」 を加 え、 同条第二項中 候補者届 出 政 党 0 下に 「又はな 参 議 院

(選挙区選出) 議 員 \mathcal{O} 候 [補者] を加え、 同項に後段として次のように 加える。

この場合にお V て、 参議院 (選挙区選出) 議員 の候補な 者に つい ては、 第百四十一条第七項ただし 書の 規

定を準用する。

第百 五十条第三項中 「参議院議員」を「参議院 (比例代表選出) 議員」に、 「当該公職の候補者 (衆議院

比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、 参議院比例代表選出議員の 選挙にあつては参 議

院名簿届出政党等。 第五項において同じ。)」を「それぞれ衆議院名簿届出政党等、 参議院名簿届出政党等

又は都道 府県知事の候補者」 に改め、 同条第四項中 「の放送」 の下に「のうち衆議院 (小選挙区選出) 議 員

の選挙における候補者届出政党の放送」を加え、「すべて」を「全て」に改め、 同条第五項中「第三項」を

「第一項の放送のうち参議院 (選挙区選出)議員の選挙における候補者の放送又は第三項」に、「すべて」

を「全て」に改め、 「候補者」の下に「(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、

参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)」を加える。

第二百一条の六の改正規定を削る。

ある。

この修正の結果必要となる経費としては、 参議院議員の通常選挙について約四億円の増加となる見込みで